

情 個 審 答 申 第 2 9 号
令和8年（2026年）3月30日

熊本市教育長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年（2025年）7月31日付け、教政発第000369号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

令和7年度（2025年度）熊本市立学校教員採用選考試験における模擬授業・個人面接の観点別評価（部分点）に係る保有個人情報の開示をしない旨の決定（不開示）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市教育委員会（以下「実施機関」という。）の行った保有個人情報の開示をしない旨の決定は、一部妥当でない。

「評価票（模擬授業等）」の面接員の氏名及び面接員が記載したメモ以外の部分並びに「評価票（面接1）」及び「評価票（面接2）」の面接員の氏名以外の部分は開示すべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和6年（2024年）12月1日、実施機関は、「令和7年度（2025年度）熊本市立学校教員採用選考試験【追加募集】【追加募集・第2回】」（以下「本件選考試験」という。）を実施した。

審査請求人は、本件選考試験に志願し、模擬試験及び2回の個人面接を受験したが、同月18日、不合格となった。

- 2 同月26日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）に基づき、本件選考試験における模擬授業・個人面接の観点別評価（部分点）及び賞罰の有無による加減点の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- 3 令和7年（2025年）1月14日、実施機関は、観点別評価（部分点）については不開示を理由として、賞罰の有無による加減点については不存在を理由として、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った（以下、観点別評価（部分点）についての決定を「本件処分」という。）。

- 4 同年2月21日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張

(1) 処分庁は、模擬授業及び個人面接の観点別評価を開示することは、評価項目を開示することになり、各試験の評価項目は今後も使用するため、将来にわたって試験の適正な執行に支障を生じるおそれがあり、法律第78条第1項第7号に該当すると主張するが、当該文書の内容は、他の自治体において開示請求により本人への評価の

観点に基づいた評価（部分点）についての開示を実施しているところがあり、熊本市教育長が法律の解釈を誤っている。

- (2) 面接、模擬授業の質問内容例等の開示ではないので、次年度以降の選考にも支障はない。
- (3) 点数がつけられた理由が不透明なので来年度以降の対策が練られない。賞罰を見て不当に低い点数がつけられたとも捉えている（模擬授業、面接の点数が低すぎる。）。
- (4) 本件情報が「適正な実施に支障を及ぼすおそれがある」として不開示としているが、本人の評価に関する情報である以上、その適用は拡張的で不当である。
- (5) 令和6年度、他自治体において開示請求を行い、面接評価、面接官総評が部分開示された。同自治体では別途得点情報は開示されており、熊本市でも不合格者には得点が通知されている。得点と評価はいずれも主観を含みつつ作成された本人情報であるにもかかわらず、評価情報のみを一律に不開示とするのは合理性を欠く。
- (6) 評価の中から面接官名や他者情報を黒塗りすることで、審査請求人本人の部分のみを開示することは可能であり、複数の自治体では実施されている。
- (7) 本人評価は自己改善や適正なキャリア形成のために必要不可欠であり、行政がその開示を一律に拒むことは、説明責任や信頼性に反する。
- (8) 証拠書類（他自治体教育委員会への選考基準の開示請求に協力した大学元教授との共同見解）に「選考基準は請求人に限定して提供される情報ではなく、誰でも入手できるよう、ウェブサイトへの早急な公開が必要」、「試験実施要綱にも選考基準を明示することが受験者の信頼を高める上で必要」とあるので、法律第78条第1項第7号に該当しないことは譲れない。
- (9) 端的にまとめると「受験対策されてしまう」とのことだが、筆記試験、面接試験においては質問内容や模擬授業の内容について同一のものを採用しているのであれば理屈は通るが、毎年試験内容を教育委員会にて作成して実施しているはず。
また、様々な採用試験対策の問題集、面接質問集、過去問集等がでているのを見逃している。大学等専門機関において当該評価項目に絞った対策に近い対策をしている学生が多くいることも無視されている。
評価項目をブラックボックス化することで、熊本市民並びに受験者への説明責任が果たせていない。
- (10) 評価項目の点数を開示できないということは不正に点数を操作しているという疑念が浮かぶ。前科等とは関係ないというのであれば、面接試験の面接官の反応と点数が乖離しすぎている。模擬授業に関しては、著しく点数が低くどこで間違ったのかを知りたい。

2 実施機関の主張

- (1) 模擬授業の試験は、学習指導要領の中から各自で選択した課題について、学級担

任として学級の子どもたちに授業を行う想定で行った後、2名の試験官が質問を通して意欲、適性等について本市の教育担当者としてのふさわしさを見るものである。

また、個人面接の試験は、1回目の面接は2名の試験員から所定のテーマについての受験者の回答等について、2回目の面接は3名の試験員から事前に受験者から提出された面接カードの記載等について質問を通して意欲、適性等について本市の教育担当者としてのふさわしさを見るものである。

いずれの評価も、所定の評価項目に基づいてそれぞれの試験員により行われるものである。受験者には、常日頃から、基礎的な知識の習得、幅広い学究活動、社会活動を通しての人間形成が求められているところ、当該評価項目が開示されれば、模擬授業や質問の受け答えを当該評価項目に沿った形で行うことが容易に予想されることとなり、受験者は当該評価項目に即した対応に多くの時間を費やし、また専ら当該評価項目対策のみを行っていた受験者が有利になる。そうすると、実施機関は教員として適当な受験者を採用できなくなり、将来の選考審査の円滑な執行に著しい支障となる。

- (2) いずれの試験においても、その評価は当該模擬授業及び個人面接での受験者の行動、発言のみで行われているものである。
- (3) 本人の評価に関する情報であっても、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあれば「適正な実施に支障を及ぼすおそれ」に該当する。
- (4) 評価項目を開示している他自治体は、当該自治体における評価項目を開示したとしても選考審査に支障はないと判断したものと推測されるが、選考審査の内容は自治体ごとに異なるものであり、当該自治体が最終的に評価項目をどのように位置づけ、判断しているかは不明である。

したがって、他自治体が評価項目を開示したことをもって、実施機関においても評価項目を開示することによって当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがないということにはならない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている保有個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている保有個人情報は、本件選考試験における模擬授業・個人面接の観点別評価（部分点）（以下「本件保有個人情報」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件保有個人情報について、法律、関係法令、条例、関係資料等を総合的に勘案し、保有個人情報の開示をしない旨の決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。なお、本件保有個人情報に

については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、法律等に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 争点

実施機関は、本件開示請求に該当する保有個人情報として「評価票（模擬授業等）」2通、「評価票（面接1）」2通、「評価票（面接2）」3通を特定している。

これらの評価票は、模擬授業及び面接試験の際に各面接員が使用し、試験の結果としての採点を記載したものである。

本件では、これらの保有個人情報の法律第78条第1項第7号該当性が争われているので、この点について検討する。

(2) 法律第78条第1項第7号の規定について

法律第78条第1項第7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定する。

この「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(3) 「評価票（模擬授業等）」について

ア 面接員の氏名について

当審議会が見分したところ、模擬授業の評価者である面接員の氏名が記載されている。これを開示すると、評価票の作成者が判明し、面接員に対して受験者に対する便宜を与える要求をしたり、面接員に対する不適切な働きかけをしたりするおそれは否定できない。また、面接員が受験者等から批判、反発、苦情及び非難等を受けること等を懸念し、適切な評価に支障が出かねない。

イ 評価項目及び着眼点について

当審議会が見分したところ、評価項目が複数記載されており、各評価項目にはそれぞれ複数の着眼点が記載されている。

これらの記載内容は、いずれも教員採用試験として一般に想定し得る範囲のものであり、これを開示したとしても、受験者にとって殊更に対策が容易になるとは考え難く、実施機関が主張するような、「教員として適当な受験者を採用できなくなり、将来の選考審査の円滑な執行に著しい支障となる」とは認められない。

ウ 各評価項目の配点について

当審議会が見分したところ、それぞれの評価項目には、それぞれの評価項目における配点が記載されている。これらの配点は、いずれの項目も同じ点数配分である。

各評価項目の配点は、これを開示した場合に配点の高い評価項目に受験者が着目し、当該評価項目に即した対応に多くの時間を費やし、また専ら当該評価項目対策のみを行っていた受験者が有利になることが予想されるような場合には、実施機関が主張する「教員として適当な受験者を採用できなくなり、将来の選考審査の円滑な執行に著しい支障となる」可能性があるとも考えられるが、各評価項目の配点が同点である本件においては、これらの情報を開示することによって実施機関が主張するような支障が生じるおそれがあるとは認められない。

エ 各評価項目の得点及び合計得点について

当審議会が見分したところ、各評価項目についての面接員による得点及び各評価項目の得点を合計した合計得点が記載されている。

これらの得点は、当該評価項目に関し面接員が感じた受験者に対する率直な意見を一定の幅の中でどの段階に該当するか判断し点数化したものであり、面接員が、受験者本人が知ることを気にして一定の基準に基づいて客観的に採点されるべき得点を変更するとは考え難く、面接員が受験者にどう思われるかを案じて正しく評価できない可能性があるというような支障が生じるおそれがあるとは認められない。

オ 「校種・教科・単元等」欄、「特記事項」欄及びその他の面接員が記載したメモについて

当審議会が見分したところ、「校種・教科・単元等」欄及び「特記事項」欄の記載は、面接員が評価を実施するに当たって受験者から聞き取った情報や率直な感想などを自由にメモとして書き込んだものである。また、各評価項目の欄内や欄外にも面接員が自由にメモとして書き込んだ記載がある。

これらの記載内容を開示すると、面接員が感じた受験者に対する率直な意見等の記載を躊躇させるなどして、結果として正しく評価できなくなるおそれがあるものと認められる。

カ その他の記載について

当審議会が見分したところ、受験校種等、受験番号、受験者の氏名、模擬授業が実施された日付、場所、グループ名が記載されているが、これらを開示することにより適切な評価に支障があるとは認められない。

キ 結論

以上のとおり、「評価票（模擬授業等）」のうち、面接員の氏名並びに「校種・教科・単元等」欄、「特記事項」欄及びその他の面接員が記載したメモ以外の部分については、法律第78条第1項第7号に該当するものとは認められないから、開示すべきである。

(4) 「評価票（面接1）」及び「評価票（面接2）」について

ア 面接員の氏名について

当審議会が見分したところ、各面接の評価者である面接員の氏名が記載されている。これを開示すると、評価票の作成者が判明し、面接員に対して受験者に対する便宜を与える要求をしたり、面接員に対する不適切な働きかけをしたりするおそれは否定できない。また、面接員が受験者等から批判、反発、苦情及び非難等を受けること等を懸念し、適切な評価に支障が出かねない。

イ 評価項目（観点）及び主な着眼点について

当審議会が見分したところ、「評価項目（観点）」として複数の項目が記載されており、各評価項目にはそれぞれ複数の「主な着眼点」が記載されている。

これらの記載内容は、いずれも教員採用試験としては一般に想定し得る範囲のものであり、これを開示したとしても、受験者にとって殊更に対策が容易になるとは考え難く、実施機関が主張するような、「教員として適当な受験者を採用できなくなり、将来の選考審査の円滑な執行に著しい支障となる」とは認められない。

ウ 各評価項目（観点）の配点について

当審議会が見分したところ、それぞれの評価項目（観点）には、それぞれの評価項目（観点）における配点が記載されている。これらの配点は、いずれの項目も同じ点数配分である。

各評価項目（観点）の配点は、これを開示した場合に配点の高い評価項目（観点）に受験者が着目し、当該評価項目に即した対応に多くの時間を費やし、また専ら当該評価項目対策のみを行っていた受験者が有利になることが予想されるような場合には、実施機関が主張する「教員として適当な受験者を採用できなくなり、将来の選考審査の円滑な執行に著しい支障となる」可能性があるとも考えられるが、各評価項目の配点が同点である本件においては、これらの情報を開示することによって実施機関が主張するような支障が生じるおそれがあるとは認められない。

エ 各評価項目の得点及び合計得点について

当審議会が見分したところ、各評価項目についての面接員による得点及び各評価項目の得点を合計した合計得点が記載されている。

これらの得点は、当該評価項目に関し面接員が感じた受験者に対する率直な意見を一定の幅の中でどの段階に該当するか判断し点数化したものであり、面接員が、受験者本人が知ることを気にして一定の基準に基づいて客観的に採点されるべき得点を変更するとは考え難く、面接員が受験者にどう思われるかを案じて正しく評価できない可能性があるというような支障が生じるおそれがあるとは認められない。

オ 評価の基準について

当審議会が見分したところ、各評価項目（観点）の評点の仕方についての具体的な記載及び評価の基準を示した表が記載されている。

これらの評価の基準は、いずれも教員採用試験として一般に想定し得る範囲の

ものであり、これを開示したとしても、受験者にとって殊更に対策が容易になるとは考え難く、実施機関が主張するような、「教員として適当な受験者を採用できなくなり、将来の選考審査の円滑な執行に著しい支障となる」とは認められない。

カ 評価の留意事項について

当審議会が見分したところ、「評価票（面接1）」には、評価に当たっての留意事項の記載がある。

この留意事項は、教員採用試験として一般に想定し得る範囲のものであり、これを開示したとしても、受験者にとって殊更に対策が容易になるとは考え難く、実施機関が主張するような、「教員として適当な受験者を採用できなくなり、将来の選考審査の円滑な執行に著しい支障となる」とは認められない。

キ その他の記載について

受験校種等、受験番号、対象者の氏名、面接試験が実施された日付、場所、グループ名が記載されているが、これらを開示することにより支障があるとは認められない。

ク 結論

以上のとおり、「評価票（面接1）」及び「評価票（面接2）」に記載された情報のうち、面接員の氏名以外の情報は法律第78条第1項第7号に該当するものとは認められないから、開示すべきである。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

| | | |
|---------|---|-------|
| 会 | 長 | 澤田 道夫 |
| 会長職務代理者 | | 河津 典和 |
| 委 | 員 | 魚住 弘久 |
| 委 | 員 | 岩橋 浩文 |
| 委 | 員 | 北野 誠 |

[参考]

審議会の審議経過

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|----------------------|---|
| 令和7年(2025年) 8月1日 | 熊本市教育長から諮問(令和7年(2025年)7月31日付け)を受けた。 熊本市教育長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市教育長から弁明書の写しを受理した。 熊本市教育長から反論書の写しを受理した。 |
| 令和8年(2026年) 1月23日 | 諮問の審議を行った。 |
| 令和8年(2026年) 2月6日 | 諮問の審議を行った。 |
| 令和8年(2026年) 2月20日 | 諮問の審議を行った。 |
| 令和8年(2026年) 3月6日 | 答申案の審議を行った。 |
| 令和8年(2026年) 3月30日 | 答申案の審議を行った。 |